

告 示

石川県告示第 号

次のとおり、能登半島地震等における災害復旧復興の加速化支援業務に係る企画提案書を募集する。

令和8年1月16日

石川県知事 駆 浩

1 事業概要

(1) 事業名

能登半島地震等における災害復旧復興の加速化支援業務

(2) 事業内容

事業別紙「能登半島地震等における災害復旧復興の加速化支援業務
業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行場所

石川県奥能登土木総合事務所等

(4) 業務対象エリア

石川県奥能登地域（石川県奥能登土木総合事務所管内）

(5) 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 対象事業

道路事業、河川事業、砂防事業、港湾事業

(7) 企画提案募集要領等の配布方法

ア 配布期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月24日（火）

イ 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/r8/r08cm.html>）

2 参加資格等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「4 実施手順」に定める参加申込手続の受付開始日からプロポーザル審査委員会の開催日までの間に、石川県の指名停止の措置を受けているものでないこと。

(3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者でないと（資本関係又は人的関係がある者の全てが同一共同企業体の構成員である場合を除く。）。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めるこ

とを目的に連絡を取ることは、土木部競争入札心得（以下「入札心得」という。）第4条の3第1項の規定には抵触しない。

（ア）資本関係

次のいずれかに該当する者とする。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

（イ）人的関係

次のいずれかに該当する者とする。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

（ウ）その他、（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、石川県が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。

（5）役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

（6）法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（7）業務実績に関する要件

平成27年4月1日以降に、国または地方公共団体等から受注した「事業促進PPP（※1）」、「PM（※2）」あるいは「CM（※3）」の業務を完了した実績を有するもの。

※1 國土交通省直轄の事業促進PPP等に関するガイ ドラインの1.6「用語の定義」に基づくものをいう

※2 「PM（プロジェクト・マネジメント）」とは、事業を効率的に進めるために、事業工程管理、懸案事項管理、事業費管理、用地取得管理などを行うマネジメント業務の総称

※3 「CM（コンストラクション・マネジメント）」とは、工事の円滑な履行のため、施工段階において、工程管理、施工管理、品質管理、コスト管理、工事間施行調整などを行うマネジメント業務の総称

（8）企画提案書の提出は、1者について1件とする。

3 企画提案書の提出場所等

（1）提出場所及び問合せ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

石川県 土木部 監理課 技術管理室

電話 076-225-1787

電子メール e252100@pref.ishikawa.lg.jp

（2）参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和8年1月30日（金）午後5時まで

イ 提出方法 公募型プロポーザル実施要領に示す方法による。

（3）企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和8年2月24日（火）午後5時まで

イ 提出方法 公募型プロポーザル実施要領に示す方法による。

（4）企画提案書の採否及び契約

企画提案書の採否については、企画提案書提出期限の日以降の開催されるプロポーザル審査委員会において、書類審査・評価を行い最優秀企画提案者及び次点企画提案者を決定し、選定された優先契約候補者と協議の上、契約を締結する。また、企画提案書の内容について、ヒヤリング審査を行う場合がある。

4 その他

- （1） 詳細は、実施要領、仕様書に記載してあるため、内容を熟読し、参加申込みや企画提案を行うこと。
- （2） 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- （3） 提出された書類の返却は、行わない。
- （4） 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は一切認めない。
- （5） 提出された書類は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）に規定する非公開事由を除き公開の対象となるものとする。